

宜水総審第1号
令和8年10月2日

宜野湾市上下水道事業管理者
上下水道局長 島袋 清松 殿

宜野湾市上下水道料金等審議会
会 長 平 剛

宜野湾市下水道使用料水準の適正化について（答申）

令和8年6月12日付け宜水総審第90号により諮問のありましたみだしの件について、当審議会において、下水道事業の経営状況、今後の財政見通し、施設の維持・更新に要する費用、使用料改定による利用者負担への影響等について、慎重に審議を重ねてきました。その結果、将来にわたり安定した下水道サービスを維持していくためには、現行の使用料水準を見直し、事業の実情を踏まえた適正な使用料水準を確保する必要があるとの結論に至りました。よって、宜野湾市上下水道料金等審議会規程第2条に基づき別紙のとおり答申いたします。

答 申 書

1. 下水道使用料の見直しの妥当性について

貴市においては、平成 30 年度の地方公営企業法の適用及び水道局と建設部下水道課との組織統合をはじめ、令和 3 年度からの包括業務委託の導入、さらには令和 8 年度からの更新支援型ウォーター PPP の導入など、経営効率化と経費削減に向けた内部努力が進められてきました。

しかしながら、現在の事業環境は、節水意識の定着等に伴う使用料収入の伸び悩みの方で、事業費の急速な増大に直面しており、極めて厳しい状況にあります。

特に、令和 9 年度より県が実施する流域下水道維持管理負担金が 1 立方メートル当たり 50 円から 58 円へ引き上げられることで年間約 9,000 万円の負担増が見込まれることや、急激な物価高騰・人件費の上昇、老朽化施設の減価償却費の増加等により営業費用が令和 2 年度から令和 7 年度の間で約 2 億 8,200 万円(約 19.6%)増加していることなどが、経営を大きく圧迫しています。

こうした事業環境の変化に対しては、これまで実施してきた経営効率化や経費削減等の自主努力のみで吸収することは困難な状況となっています。仮に現行の使用料水準を維持した場合、令和 9 年度には約 1 億 1,000 万円の純損失が見込まれるほか、令和 11 年度には約 1 億 7,600 万円の資金不足が生じ、事業運営の継続が困難となることが予測されます。

今後の下水道事業の安定的な運営を図り、将来にわたる維持管理および施設更新を計画的に継続するためには、現行の使用料水準を見直して必要な財源を確保することが不可欠であり、使用料の改定は妥当であると判断いたしました。

2. 使用料水準についての検討

当審議会では、今後の投資・財政計画を基に、複数の使用料水準について収支見通しを試算し、それぞれについて、経営の安定性、必要な資金の確保及び利用者負担への影響を比較検討しました。

その結果は、次のとおりです。

検証案	平均単価	改定率	検討結果
検証①	122 円／m ³	32.6%	経営面での安定性は高まる一方、利用者の負担増が大きくなることから、負担への配慮が必要となる。
検証②	118 円／m ³	28.26%	投資・財政計画期間内において一定の経営安定が見込まれ、利用者負担との均衡を図ることができる水準と考えられる。
検証③	114 円／m ³	21.74%	利用者負担の増加を抑えられる一方、将来的な資金不足が見込まれ、必要な施設更新等への対応が難しくなる可能性がある。

検証①については、経営の安定性を確保する上では有効であるものの、現行使用料からの増加幅が大きく、利用者の負担に十分配慮する必要があることから、改定案としては妥当でないと判断しました。検証③については、利用者負担を抑えることができるもの

の、将来的な資金不足が見込まれ、施設の維持・更新等に必要な財源の確保が十分でないことから、適正な使用料水準としては十分ではないと判断しました。

これらを総合的に比較した結果、下水道事業の経営安定と利用者負担との均衡を図る上で、検証②が、適切な水準であると判断しました。

3. 検証②を踏まえた改定後料金と現行料金との比較

水量区分(月)	現行料金(税抜)	改定後料金(税抜)	改定率
基本使用料(0～8 m ³)	500 円	642 円	28.40%
9～30 m ³	85 円／m ³	106 円／m ³	24.71%
31～50 m ³	95 円／m ³	120 円／m ³	26.32%
51～100 m ³	105 円／m ³	141 円／m ³	34.29%
101～300 m ³	115 円／m ³	155 円／m ³	34.78%
301～500 m ³	120 円／m ³	163 円／m ³	35.83%
501～1,000 m ³	137 円／m ³	186 円／m ³	35.77%
1,001 m ³ 以上	141 円／m ³	191 円／m ³	35.46%

使用料の見直しに伴い、利用者の負担は増加することになりますが、下水道事業を将来にわたって安定的に運営し、必要な維持管理や施設の更新等を計画的に取り組むためには、一定の使用料収入を確保することが必要です。

4. おわりに

下水道事業は、市民生活及び公共用水域の環境を支える重要な社会基盤であり、その機能を将来にわたり維持していくためには、施設の適切な維持管理と計画的な更新を進めるとともに、安定した経営基盤を確保することが重要です。

当審議会としては、本答申を踏まえた使用料の見直しによる必要な財源の確保にとどまらず、経費節減や業務効率化、計画的な施設更新等に引き続き取り組むとともに、改定後においても経営状況や社会経済情勢の変化を定期的に検証し、常に適正な使用料水準や経営改善のあり方を検討しながら、経営の健全化を図ることを強く求めます。

以上、答申します。

宜野湾市上下水道料金等審議会

会 長 平 剛

副会長 長堂 昌太郎

委 員 嘉陽 宗一郎

委 員 知念 桂子

委 員 天久 静子

委 員 仲里 マサ子

委 員 古波蔵 晃

計 7 名